

令和8年8月27日提出

令和8年9月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和 8 年 9 月市議会定例会議案参考資料目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 8 1 号	木更津市教育委員会委員の履歴事項	1
議 案 第 8 2 号	木更津市公平委員会委員の履歴事項	3
議 案 第 8 3 号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項	5
議 案 第 8 4 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	7
議 案 第 8 5 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	9
議 案 第 8 6 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1 0
議 案 第 8 7 号	手数料条例の新旧対照表	1 2
議 案 第 8 8 号	木更津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の新旧対照表	1 3
議 案 第 8 9 号	木更津市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	1 4
議 案 第 9 0 号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	1 5
議 案 第 9 1 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	2 9
議 案 第 9 2 号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	3 5
議 案 第 9 3 号	木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	3 6
議 案 第 9 4 号	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の新旧対照表	3 7

議案第 9 5 号	木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の新旧対照表	4 8
議案第 9 6 号	木更津市景観条例の新旧対照表	5 0
議案第 9 7 号	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（建築）の入札結果調書	5 1
議案第 9 8 号	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（電気設備）の入札結果調書	5 2
議案第 9 9 号	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（機械設備）の入札結果調書	5 3
議案第 1 0 0 号	木更津駅前西口駐車場解体工事の変更内容及び変更理由	5 4
議案第 1 0 1 号	字の区域及び名称の変更区域図	5 5

議案第 8 1 号 (木更津市教育委員会委員の任命)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 豊 田 雅 之

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 4	1 2	1 2	
5	1 4	1 4	
6	1 2	1 2	
7	1 2	1 2	
8	4	4	※ 7月までの実績

議案第 8 2 号 (木更津市公平委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 渡 邊 秀 孝

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 4	2	2	
5	3	3	
6	2	2	
7	3	3	

議案第 83 号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 渡 邊 秀 孝

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 5	1	1	
6	1	1	
7	1	1	

議案第 8 4 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 関 口 明

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 4	1 2	1 2	人権相談 2 日・2 件
5	1 2	1 2	人権相談 3 日・6 件
6	1 5	1 5	人権相談 4 日・5 件
7	1 1	1 1	人権相談 1 日・4 件
8	4	4	人権相談 1 日・4 件 ※ 7 月までの実績

議案第 85 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 吉 田 和 義

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 6	10	10	人権相談 4 日・7 件
7	9	9	人権相談 3 日・6 件
8	6	6	人権相談 2 日・3 件 ※ 7 月までの実績

議案第 8 6 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 石 井 溪

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 5	1	1	人権相談 1 日 ・ 4 件
6	9	9	人権相談 9 日 ・ 3 5 件
7	1 0	1 0	人権相談 9 日 ・ 3 4 件
8	3	3	人権相談 3 日 ・ 9 件 ※ 7 月までの実績

新旧対照表

○議案第 8 7 号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年 3 月27日 条例第 2 号			手数料条例 昭和31年 3 月27日 条例第 2 号		
別表第 1 （第 2 条）			別表第 1 （第 2 条）		
事務の種類	単位	金額	事務の種類	単位	金額
略	略	略	略	略	略
公簿、公文書及び地図の閲覧照合			公簿、公文書及び地図の閲覧照合		
略			り災届出についての証明		
略			略		

新旧対照表

○議案第88号 木更津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成6年3月26日 条例第3号 (登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	木更津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成6年3月26日 条例第3号 (登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略

新旧対照表

○議案第 8 9 号 木更津市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例 令和 6 年12月19日 条例第28号 (名称及び位置) 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。		木更津市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例 令和 6 年12月19日 条例第28号 (名称及び位置) 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
木更津市夜間急病診療所	木更津市新田三丁目 4 番30号	木更津市夜間急病診療所	木更津市中央一丁目 5 番18号

新旧対照表

○議案第90号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

新	旧
木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号
目次	目次
第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 総則（第1条—第3条）	第1節 総則（第1条—第3条）
第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1款 利用定員に関する基準（第4条）	第1款 利用定員に関する基準（第4条）
第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）	第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）
第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1款 利用定員に関する基準（第37条）	第1款 利用定員に関する基準（第37条）
第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）	第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（ 第51条— 第52条）	第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（ 第51条・ 第52条）
第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）	第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）
第3章 雑則（第62条）	第3章 雑則（第62条）
附則 （定義）	附則 （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）～（5） 略	（1）～（5） 略
（6） <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。	（6） <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
<u>（6の2） 満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。	

(7)～(11) 略

(11の2) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11の3) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11の4) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12)～(22) 略

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

(7)～(11) 略

(12)～(22) 略

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 教育認定子ども 77,101円

（イ） 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修

く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども</u> (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 略 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育提供証明書</u>を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。))若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び<u>第39条第5項</u>において同じ。))を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略 (特別利用保育の基準)	了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども</u> (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 略 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育を提供したことを証する書類</u>を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。))若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び<u>第39条第4項</u>において同じ。))を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略 (特別利用保育の基準)
---	--

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲

に該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに

げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の特定地域型保育事業者は、これらの規定により行う選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その

規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定により行う選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連

他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u> (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該<u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に	携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u>
--	--

基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設<u>又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 8 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9～12 略 （利用者負担額等の受領） 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から、当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略 （運営規程） 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。	2～6 略 7 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 8～11 略 （利用者負担額等の受領） 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略 （運営規程） 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) 略 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。
--	---

ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略 (記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略 (準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育

ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略 (記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略 (準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供

を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項

する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準

第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第

により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満 3 歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（第51条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第29条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第30条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第29条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第30条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	---

新旧対照表

○議案第91号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。 (4)～(10) 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。））にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。 (4)～(10) 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第13条 削除

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u> (7)～(11) 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士<u>（千葉県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>及び小規模保育事業C型<u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>とする。 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学</u>	(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略 (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
---	---

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

すことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

新旧対照表

○議案第92号 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>千葉県</u>の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 附 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和10年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 附 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から<u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して2年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。</u>）」とする。

新旧対照表

○議案第93号 木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第37号 (虐待等の禁止) 第14条 略 (児童対象性暴力等の防止) 第14条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）</u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略	木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第37号 (虐待等の禁止) 第14条 略 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 略

新旧対照表

○議案第94号 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<u>木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例</u> 平成22年3月20日 条例第1号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第6条） 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条） 第4章 特定事業の規制（第9条—第31条） 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務（第32条・第33条） 第6章 雑則（<u>第33条の2</u>—第37条） 第7章 罰則（第38条—第41条） 附則 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止し、<u>及び土砂等の埋立て等の適正化を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物並びに再生土（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。第14条において同じ。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じたものであって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為（<u>同法の規定</u></u>	<u>木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> 平成22年3月20日 条例第1号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第6条） 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条） 第4章 特定事業の規制（第9条—第31条） 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務（第32条・第33条） 第6章 雑則（<u>第34条</u>—第37条） 第7章 罰則（第38条—第41条） 附則 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生を未然に防止する</u>ため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物<u>その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。</u>

の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）をいう。

- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等^等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であるものをいう。

(3) 簡易な埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が500平方メートル未満であるものをいう。

(4) 小規模埋立て等 簡易な埋立て等^等を除く特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。

(5) 略

（事業者の責務）

第3条 事業者（土砂等の埋立て等^等を施工する者（請負契約により土砂等の埋立て等^等を行う者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）は、その事業活動において、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、事業活動が市民の理解の下に進められるよう、市民に対し情報提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3・4 略

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等^等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

（市の責務）

第5条 市は、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染を未然に防止するため、土砂等の埋立て等^等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等^等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等^等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(2) 特定事業 土砂等の埋立て等^等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。

(3) 小規模埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等^等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。

(4) 略

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2・3 略

4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等^等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等^等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等^等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等^等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等^等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業(簡易な埋立て等を除く。この条、次条から第21条まで、第23条から第27条まで、第29条から第33条まで及び第36条において同じ。)を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、土砂等の発生場所を特定して、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項第3号に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合において、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

(簡易な埋立て等の届出)

第9条の2 簡易な埋立て等を行おうとする者は、前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業並びに規則で定める事業を除き規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第10条 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、第12条第2項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき、規則で定める当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例(平成6年木更津市条例第23号)第2条第2項に規定する水道水源保護地域を含む3,000平方メートル以上の特定事業(一時たい積特定事業を除く。)について、第9条の許可の申請を

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 前項第3号に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。この場合において、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、第12条第2項の規定によるものである場合にあっては同条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき、規則で定める当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例(平成6年木更津市条例第23号)第2条第2項に規定する水道水源保護地域を含む3,000平方メートル以上の特定事業(一時たい積特定事業を除く。)について、前条の許可の申請をし

しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域に隣接する土地の所有者及び当該特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者（以下この項において「近隣の住民」という。）に対し、第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項について説明し、当該特定事業区域に隣接する土地の所有者からの承諾及び近隣の住民の世帯の10分の8以上の世帯主からの承諾を得なければならない。

（事前協議）

第11条 第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置

(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。

(1)～(8) 略

3～5 略

（許可の申請）

第12条 第9条第1項の許可（一時たい積特定事業及び小規模埋立て等の許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面（第10条第3項に該当する場合には、同条第1項及び第2項に規定する同意及び同条第3項に規定する承諾を得たことを証する書面）、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

ようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、規則で定める当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に対し、第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項について説明し、その承諾を得なければならない。

（事前協議）

第11条 第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模埋立て等にあつては当該協議を省略することができる。

(1)～(8) 略

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第15条第1項の許可の申請をしようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出し、協議をしなければならない。ただし、小規模埋立て等にあつては当該協議を省略することができる。

(1)～(8) 略

3～5 略

（許可の申請）

第12条 第9条第1項の許可（一時たい積特定事業及び小規模埋立て等の許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面（第10条第3項に該当する場合には、同条第1項及び第2項に規定する同意及び同条第3項に規定する承諾を得たことを証する書面）、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置

(11) 略

2・3 略

(許可の基準)

第14条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからサまでのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ～オ 略

カ 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等

キ 精神機能の障害により、土砂等の埋立て等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2)～(4) 略

(5) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者（第1号アからキまでのいずれにも該当しない者に限る。）を置くこと。

(6) 略

(7) 下請人がある場合にあっては、当該下請人（法人にあっては、その役員）が第1号アからキまでのいずれにも該当しないこと。

(8) 特定事業が再生土（再生土のうち再生砕石（産業廃棄物の破砕等で生じたものであって、40ミリメートル以下の砕石をいう。）を除く。）を使用するものでないこと。

(9) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(11) 略

2・3 略

(許可の基準)

第14条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ～オ 略

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する者

(2)～(4) 略

(5) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

(6) 略

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛

散又は流出のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(10)～(12) 略

(13) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第5号並びに次に掲げる事項に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4)・(5) 略

3 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第3項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が第1項第1号、第2号及び第4号から第13号までの各号に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

4 第9条第1項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第9号及び第13号並びに第2項第3号の規定は、適用しない。

(標識の設置等)

第22条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項若しくは第9条の2の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可又は当該届出に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項若しくは第9条の2の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業が施工されている間、当該許可又は当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8)～(10) 略

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第5号並びに次に掲げる事項に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4)・(5) 略

3 市長は、第9条第1項の許可の申請が第12条第3項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの各号に適合しているときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

4 第9条第1項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第7号及び第11号並びに第2項第3号の規定は、適用しない。

(標識の設置等)

第22条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第23条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、当該許可若しくは当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2～5 略

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第24条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、規則で定める日までに、当該許可又は当該届出に係る特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2～4 略

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第25条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の届出をした者は、当該許可又は当該届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、規則で定める日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第23条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2～5 略

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第24条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2～4 略

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第25条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

ない。

2～4 略

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 申請者が第14条第1項第1号クに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 略

3 略

- 4 第1項の許可の基準については、第14条の規定（同条第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 略

(措置命令)

第28条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条、第9条の2又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2～4 略

- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 申請者が第14条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(4) 略

3 略

- 4 第1項の許可の基準については、第14条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 略

(措置命令)

第28条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は相当の期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等) 第29条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1)～(6) 略 (7) 第27条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、<u>第14条第1項第1号アからサまでの</u>いずれかに該当するとき。 (8) 略 2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第30条 市長は、第23条第6項、第24条第5項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (関係書類等の保存) 第31条 第9条第1項の許可を受けた者<u>又は同条第2項の届出をした者は</u>、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2～4 略 (特定事業に係る土地所有者の義務) 第32条 略 2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業に	(許可の取消し等) 第29条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1)～(6) 略 (7) 第27条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、<u>第14条第1項第1号アからカまでの</u>いずれかに該当するとき。 (8) 略 2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は<u>流出による災害の発生</u>を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第30条 市長は、第23条第6項、第24条第5項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は<u>流出による災害の発生</u>を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (関係書類等の保存) 第31条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2～4 略 (特定事業に係る土地所有者の義務) 第32条 略 2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は<u>流出による災害の発生</u>を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業に
---	---

より土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第33条 略

- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第28条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第6章 雑則

(許可等に関する意見の聴取)

第33条の2 市長は、第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の許可をしようとするときは、第14条第1項第1号カ及びクからサまで（同号クからサまでのいずれかに該当するものにあっては、同号カに係るものに限る。）、同項第5号及び第7号に該当する事由（同条第1項第1号カに係るものに限る。）の有無（次項において「暴力団員等の有無」という。）について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、第28条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定による処分をしようとするときは、暴力団員等の有無について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

(調査)

第33条の3 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署その他の関係機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等が行われ、又は行われようとしている場所、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の発生場所、運搬経路その他の関係場所及びその関係者について調査させることができる。

(報告の徴収)

第34条 略

(立入検査)

より土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第33条 略

- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第28条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第34条 略

(立入検査)

第35条 略

(公表)

第35条の2 市長は、土壤の汚染を防止し、及び土砂等による埋立て等の適正化を図るため公益上必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、違反の事実及び命令の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

(1) 第9条第1項若しくは第2項、第9条の2、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、特定事業を行った者

(2) 第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反し、又は第29条第1項の規定により許可を取り消された特定事業を行った者

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項又は第9条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)～(6) 略

第35条 略

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)～(6) 略

新旧対照表

○議案第95号 木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新

木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成16年12月18日
条例第30号

別表第1（第4条）

地区計画の名称	地区の名称	建築物の用途の制限
略		
小浜地区地区計画	沿道住宅地区	(1) 自動車教習所
	A	(2) 畜舎
	沿道住宅地区	(1) 自動車教習所
	B	(2) 畜舎
(3) 法別表第2（ほ）項に掲げるもの		
略		

別表第2（第5条第1項）

地区計画の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
略		
小浜地区地区計画	低層住宅地区	165平方メートル
	沿道住宅地区A	200平方メートル
	沿道住宅地区B	
略		

別表第3（第6条）

地区計画の名称	地区の名称	壁面の位置の制限
略		
小浜地区地区計画	低層住宅地区	道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル。ただし、車庫で高さ3メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以下のもの及び地下式のもの又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下かつ床面積の合計が30

		方メートル以下のものを除く。			方メートル以下のものを除く。
	沿道住宅地区	都市計画道路の道路境界線までの距離は、2		沿道住宅地区	都市計画道路の道路境界線までの距離は、2
	A	メートル、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル。ただし、車庫で高さ3メートル以下かつ床面積の合計が3			メートル、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル。ただし、車庫で高さ3メートル以下かつ床面積の合計が3
	沿道住宅地区	0平方メートル以下のもの及び地下式のもの			0平方メートル以下のもの及び地下式のもの
	B	又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下のものを除く。			又は物置等で高さ2.5メートル以下かつ床面積の合計が6.6平方メートル以下のものを除く。
略			略		

新旧対照表

○議案第96号 木更津市景観条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市景観条例 平成27年12月16日 条例第37号 (<u>法第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為) 第13条 <u>法第16条第8項第12号</u>に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。	木更津市景観条例 平成27年12月16日 条例第37号 (<u>法第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為) 第13条 <u>法第16条第7項第11号</u>に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

議案第97号 入札結果調書

議 案 番 号	議案第97号		
工 事 名	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（建築）		
開 札 年 月 日	令和8年8月7日		
入 札 業 者 及び 入 札 額 ○印は落札者	1	(株) ケンソー 辞退	
	2	白幡興業 (株) 1, 4 3 4, 0 0 0, 0 0 0 円	
	3	日建 (株) 辞退	
	4	(株) キミツ鐵構建設 辞退	
	5	○ 住友林業 (株) 1, 3 9 7, 0 0 0, 0 0 0 円	
	6		
	7		
	8		
	9		
	1 0		
	1 1		
入 札 回 数	1 回		2 回
最 低 入 札 額	1, 3 9 7, 0 0 0 千円		—
最 高 入 札 額	1, 4 3 4, 0 0 0 千円		—
予 定 価 格	1, 4 3 9, 0 0 0, 0 0 0 円		
落 札 率	9 7 . 0 %		
工 期 限	令和10年2月15日限り		

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第98号 入札結果調書

議 案 番 号	議案第98号		
工 事 名	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（電気設備）		
開 札 年 月 日	令和8年8月10日		
入 札 業 者 及び 入 札 額 ○印は落札者	1	南総電機（株）	辞退
	2	キミデン工業（株）	辞退
	3	六幸電気工業（株）	384,500,000円
	4	共和電気工事（株）	384,500,000円
	5	○ 東亜電設工業（株）	384,000,000円
	6	共栄電設（株）	辞退
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
入 札 回 数	1回		2回
最低入札額	384,000千円		—
最高入札額	384,500千円		—
予 定 価 格	384,500,000円		
落 札 率	99.8%		
工 期 限	令和10年2月15日限り		

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第 99 号 入札結果調書

議 案 番 号	議案第 99 号	
工 事 名	木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事（機械設備）	
開 札 年 月 日	令和 8 年 8 月 10 日	
入 札 業 者 及び 入 札 額 ○印は落札者	1	綜和熱学工業（株） 236,200,000円
	2	（有）マルニ工業 240,000,000円
	3	桜井設備工業（株） 236,500,000円
	4	（株）小倉鑿井工業所 240,000,000円
	5	○ 鈴木設備（株） 236,000,000円
	6	（株）篠田設備工業 238,000,000円
	7	光・管工（株） 237,510,000円
	8	（有）梓工営 241,000,000円
	9	（有）綾部工務店 240,500,000円
	10	
	11	
入 札 回 数	1 回	2 回
最低入札額	236,000千円	—
最高入札額	241,000千円	—
予 定 価 格	243,600,000円	
落 札 率	96.8%	
工 期 限	令和10年2月15日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第 1 0 0 号 (変更内容及び変更理由)

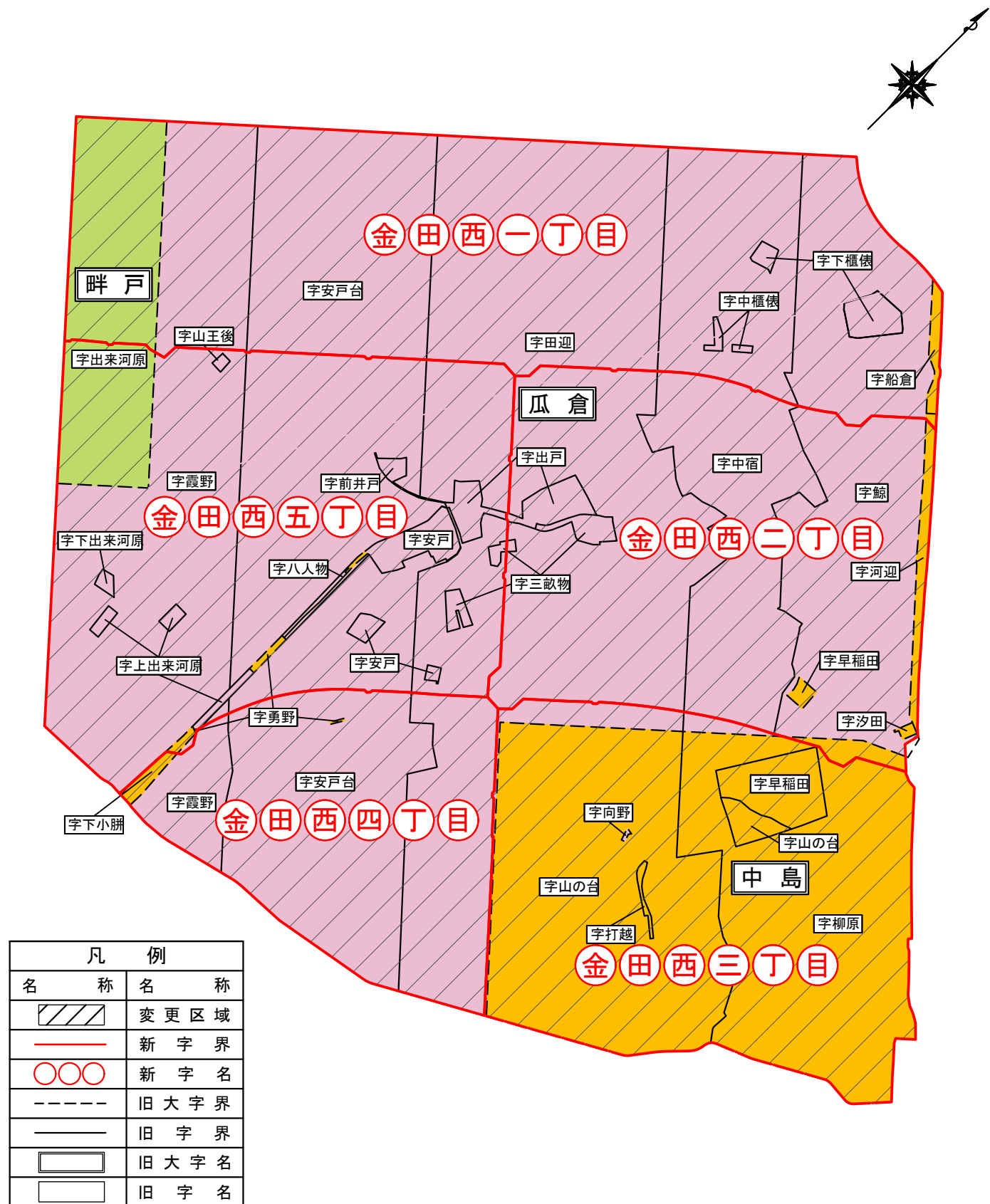
○変更内容

木更津駅前西口駐車場解体工事		
契約金額	変更前	5 2 2, 5 0 0, 0 0 0 円
	変更後	5 1 1, 0 3 8, 0 0 0 円
差 額		△ 1 1, 4 6 2, 0 0 0 円

○変更理由

駅前新庁舎設計業務の進捗に伴い、当初想定していた既存杭の引抜き及び地下躯体の撤去について見直しを行い、駅前新庁舎建設に支障のない部分については残置することとしたほか、施工条件の変更等により、工事内容の一部に変更が生じたため。

字の区域及び名称の変更区域図



新 町 名 図

